

山口県ミニバスケットボール連盟 加盟規定

第1条 (目的)

この規定は、ミニバスケットボールの

1. 競技の公正な運営
2. 加盟チームの権利と義務の行使
3. 普及の円滑化・競技力の向上
4. 日本ミニバスケットボール連盟に対する組織の明確化のために山口県ミニバスケットボール連盟（以下連盟という）に手続きなどを定めることを目的とする。

第2条 (定義)

1. 加盟とは、1チームが連盟に届出てチーム登録されることである。
2. 1チームとは
 - (1)競技者は12歳以下の小学生児童
 - (2)男女別々
 - (3)単独で組織されたチームをいう。

第3条 (加盟の義務)

1. 連盟にて、ミニバスケットボール競技を行うチームは、この規定にもとづき、連盟に加盟しなければならない。

第4条 (加盟チームの権利)

連盟加盟チームは連盟規約、規定に示す範囲において次の権利が生ずる。

1. 連盟主催または共催する大会（交歓会）、講習会などに参加する。
2. 加盟したチームによる連盟の諸権利が生じた場合。

第5条 (加盟チームの義務)

1. 加盟チームは山口県ミニバス連盟の定める加盟料を毎年4月末日までに山口県ミニバス連盟に納入しなければならない。
2. 連盟が主催または共催する事業へ参加しようとする1チームは、別に定める参加料を収めなければならない。
3. 連盟より県外大会へ推薦された場合、その大会への参加義務を有する。

第6条 (二重登録の禁止)

チーム加盟の競技者は1人1チームとし、二重登録を認めない。

第7条 (加盟の申請)

1. 1チームは、毎年度4月末日までに所属全競技者をまとめ、加盟の手続きをしなければならない。所定の期日以降における加盟はその年度が終わるまで認められない場合がある。
2. 1チームは、連盟所定の加盟届出書に必要事項を記入するとともに加盟届出書を期日までに各地区委員会に送付する。加盟届出書は複写して1部を1チームに保存用として残し、保管すること。

第8条 (加盟の追加)

1. 追加加盟：期日以降新しく結成されたチームは、連盟に対し、承認を得て加盟することができる。

第9条 (審査及び違反に対する処分)

1. 加盟に関する審査は、この規定に基づき各地区委員会が行い、山口県ミニバス連盟の承認を得るものとする。但し、承認は期限までに連盟に送付、送金された時点とする。
2. この規定に違反した加盟チームは、連盟常任理事会で審議し処罰することがある。
3. 処罰は、加盟の取消、一定期間の権利の停止、その他とする。

第10条 (疑義、紛争の解決)

1. この規定に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、連盟常任理事が処理する。

補則

- 1 第2条2(2)男女別々でのチーム編成ができない場合、救済処置として混成チームの登録を認める。
- 2 第2条2(3)単一校区児童のみでは活動できない場合のみ、近隣の同一条件校との合体(連合)を認める。ただし、連合は4小学校区以内とするが2部大会出場チームは、その限りでない。
- 3 競技者が、他学区のチームで活動する場合は、山口県内に在住若しくは山口県内の小学区に通学し、活動場所に自力で通える範囲内とする。

付則

- 1 この規定は、平成17年 4月 1日より施行する。
- 2 この規定は、平成22年 4月 3日一部改正 第1、4、5条 補則